

津奈木町奨学金貸付制度改正 Q & A

Q1. 貸付上限額は高校生分も増額になりますか？

A. なりません。高校生の貸付け上限額は、月額15,000円以内のままです。
大学（短期大学含む）や専門学校に入学又は在学している方の貸付け上限額のみ月額50,000円以内に増額しています。

Q2. 返還が不安なのですが、貸付を希望する金額は上限額でなくても構いませんか？

A. 構いません。上限額以内であれば、5,000円単位で設定できます。

Q3. 返還期限は15年以内であれば自由に設定できますか？

A. できます。
なお、原則15年以内となっていますが、災害又は怪我や病気などにより返還が困難と認められる場合には、返還を猶予することができます。

Q4. 返還は何年か毎に金額を変更できますか？

A. できません。
ただし、申出により一部又は全額を繰上償還することはできます。

Q5. 卒業後津奈木町に住んでいますが、住民税は非課税です。 奨学金返還の免除対象になりますか？

A. なりません。奨学金返還の免除は次の要件を全て満たしている必要があります。

- ・津奈木町の住民であること。
- ・津奈木町に住民税を納付する（している）こと。
- ・税や奨学金の返還等に滞納がないこと。

※年度途中の転入転出などで要件を満たさなくなった場合は、その時点で免除はできなくなります。

※滞納が確認できた場合も、その時点で免除はできなくなります。